**平成２８年（フ）第５４７号**
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日４―603号
破産者　小田　昌二
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第３０２号**
札幌市豊平区月寒東５条11丁目４番１号　朝日ハウス106号
破産者　八木　勝美
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６２７号**
札幌市東区東苗穂３条２丁目１番１号　メゾンドゥプラトＡ302号
破産者　佐々木隆幸
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５４号**
宮城県名取市箱塚２丁目５番７―301号　市営住宅箱塚団地１号棟
破産者　森　　由紀
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第３６号**
茨城県稲敷市蒲ケ山41番地９　ＳＰタワービル803号室
破産者　丸山　武彦
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第６号**
群馬県桐生市広沢町５丁目1199―１　ハイツフレンド広沢Ⅱ207号室、住民票上の住所群馬県桐生市菱町４丁目2364番地の１
破産者　武内　　克
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２８年（フ）第１３号**
群馬県桐生市相生町２丁目1073番地の１　ニュー・モンテ202号室、旧住所群馬県桐生市相生町２丁目740番地の２　グロースベルクＣ202号室
破産者　**今**泉　寿人
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２８年（フ）第１６号**
群馬県桐生市相生町５丁目75番地の９
破産者　與口紀代子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第１６４５号**
福岡市東区三苫６丁目８番32―102号
破産者　松田　将一
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４１０号**
福岡県大野城市上大利２―７―４　ＫＭハイツ上大利201号
破産者　松本　佳奈
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４４５号**
福岡市南区長住１丁目３番24号
破産者　廣渡小夜子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第５０１号**
福岡市早良区次郎丸６丁目11番８―108号、前住所福岡市中央区六本松３丁目１番58―401号
破産者　納富千幸子（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第５１９号**
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目16番地16
破産者　吉田　早苗
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１１号**
群馬県前橋市鶴が谷町42番地５
破産者　金子　　肇
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第４４号**
群馬県渋川市半田778番地６　２号棟407号室
破産者　磯崎　幸雄
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第６６号**
群馬県渋川市伊香保町伊香保403番地103　１Ｆ
破産者　山本　瑞穂（旧姓山田）
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第８６号**
群馬県前橋市富士見町小暮1588番地22
破産者　牧ケ谷里美
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第２３２６号**
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―508号
破産者　江村　修二
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７６号**
新潟県上越市寺町３丁目６番37号　軽費老人ホーム千寿園、破産手続開始決定時の住所新潟県上越市名立区名立大町187番地
破産者　細谷　宇一
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部